

第2章 法律慣習の安定

要約 アダム・スミスによって代弁され、18世紀から現代まで安定して社会を支配してきた近世的見地は、自然的権利と取引の自由といったその構成諸原理のなかでも、所有権に最大の力点がおかれていた。取引の自由を阻害する協定行動に対する法的規制も、法人の形態による所有という抜け道の前には全く無力であり、持てるものの所有権は確保されたまま、変化する事象に矛盾をかかえたまま今日に至ったが、産業革命による機械産業の発展がもたらす日常的仕事の訓練は、それら制度物の変革を余儀なくする。しかしその変革は事の性質上緩慢なものになるであろう。

* 現代を支配する古き諸原理 (31-34)

法律慣習の既成組織の基底をなす諸原理の近世的見地は、18世紀に安定。爾後の実際の事件の処理において実質的变化乃至は修正なしに持ち越された。(31R2-5)

これらの諸原理は悉く自然法に則ったものであり、近世文明の本体を形づくる諸国民によって引き続き容認されてきたものである。そして近世的文明生活の仕組みの中に一地位を要求しつつあった諸国民もまた、この開明な諸原理を相ついでうけ入れ、150年前に成文化されて以来、これら18世紀の近世的諸原理は不変不易の完成体に於いて、この時代まで持ち越されているのである。

この間、文明生活の諸条件は先例のない変化を遂げたことは事実であるが、18世紀に安定づけられた行為の諸原理は、変化する環象に伴う紛乱を遁れることはできなかつたものの、18世紀に設定された自然的権利は攪乱してはならぬ、という留保付きで19世紀に至って若干の如才ない解釈が施されたのみである。

* 環象の変化と既成秩序の動揺 (34-38)

この文明諸国民のあいだの人間関係を引き続き支配している諸原理の体系は、アメリカ独立宣言、フランスの人権宣言、合衆国憲法にその模範が示されており、またジョン・ロック、モンテスキュー、アダム・スミス、ブラックストーンらの好著に哲学上、法学上の学識を具備して開陳されているので、ここでそれを改めて叙述したり、解説を加える必要は殆どない。

ここでの目的にとって必要なのは、この既成秩序が新事態の必要を充たさないところから、崩壊状態に入りかけているということである。(35L5-2)

この18世紀案に含まれる国家的野心と所有の既得権の二つの主要項目は、新事態の下で絶えず不安と葛藤を助長してきたように見える。(36R2-3)

そのことの罪は、国家主権や既得権といった制度物や、その根底に横たわる自助の諸原理の側にあるのではなく、法律慣習の条規を乗り越えて進んだ諸事実、特に工芸学と科学に於ける諸事実の方にあるという保守的意見がある。

しかし、「己の欲するところはこれを人にも施せ」といった金言の西洋流の解釈から生まれた、この道理ある寛容と善意の規矩に基づいて人類固有の知恵に根ざした既得の諸権利は、今や文明諸国民の生活における懊悩と窮迫の焦点をなしているのである。

かつては隣人的好意の仕組みを支持するために編みだされた諸条規が、今では互い

に衝突をはじめ、共同の福利に禍いをなしつつあるほど、それほど環象は変化してしまつた。(38L6-4)

* 所有諸権利の優越 (38-41)

過去150年の間、人間相互の権利義務を支配してきたこの近世的見地の構成諸原理は、自然的権利・自助と自由取引の領域である。(38L2-39R2)

この自然的権利の組織においては、所有の諸権利が主要視されている。(39R6-7)

これは選挙権など自余の個人的諸権利が既に当然視されるようになって諸人の注意をひかなくなったことによるのであるが、一方他の諸点では、当の指導原理は取引と投資を容易にし、安固にする目的からその解釈にある種の精練が加えられている。

結合や協定行為の自由の不謹慎な行使が、取引の妨げとなり、利益の減殺となる場合はすべて、それらの自由に軽微な制限を加えることになった。形式上、「取引を阻害する」協定行為に加える制限は、既得権者にも労働者階級にも等しく加えられる。所有の自然的権利を保護する処置は、所有する人々にも、しない人々にも同一の力で適用される。

だが、既得利権の所有者達の協定行為に対して加えられる正式の制限はみな、法人の形に於ける正式の所有合同によって抜けることができるから、この制限の既得権者に対する障害は少ないことがわかつた。(40L6-3)

自然的権利の組織が所有の諸権利を主要なものとする個人的権利の組織と考えた18世紀においては所有の法人的結合の利用は予見されていなかった。

所有の諸権利の中には、所有及び信用債務の安固及び自由処分権利が含まれる。

* 個人的自由及び平等の形式的拡大 (41-42)

何物も所有せぬ人達の協定的行為の場合、同じ抜け道を同程度に利用することは出来ない。しかし、国富の所有者にしる、普通人達にしる、どちらにしても行為の個人的自由に対するこれら制限が大した重荷であるとはいえない。

全体として、個人の自由と法律上の平等の表面的な擁護という点では、近世的見地は、環象の不断の変化にも拘わらず、その構成諸原理が18世紀に安定づけられた時の形を前後一貫してそのままに維持してきているものである。(41L3-42R1)

近世文明諸国は今や、如何なる前時代人よりも一層等級づけられない、主人もたずの人人の集団に近いものを形づくっている。

* 「自然的秩序」創定当時の産業事態 (42-43)

近代に於いて変化と改造を引き起こした生活の物質的諸事情 — 産業と普通の交際とに影響を及ぼす諸事情 — は、近世紀の間に著しく変化した。

近世的見地の構成諸原理が一体系に編み上げられた当時に於いて、該見地の土台となり、それに特徴を付与した物質的諸事情、特に産業技術の状態を想起しておくのはよいことだろう。(42L1-43R3)

それは、それ以来進行し続けた変化と、可測の未来に生ずるかもしれぬ改造に関する議論にとって必然の出発点を形づくるものである。

* アダム・スミスの歴史的存在 (43-45)

アダム・スミスは、他の何人にも勝る近代の見地の代弁者であり、その描写は当時の物質的諸条件の遺憾なき説明と受け取ってよい。(44R3-L4)

しかし、彼もまた時代の被造物であり、その描出し究明するものは、彼にとっての「歴史的現在」をかたちづくる事物の状態で、既に彼の観察下に置かれて来た過去を意味するのである。(44L3-45R2)

機械産業時代の起点をなす画期的な機械的発明の一つに対して、スミスは積極的に関与したと伝えられるが、当時実業世界に到来しつつあった新事態に着目して、それを述べたのではなかった。

* その経済生活観 (46-48)

アダム・スミスが開明な社会において、産業及び貿易が自然的秩序に従って健全な軌道を進みつつあると考えた経済的事態の自然的状態とは……。(46R2-3)

- ・ 産業 = 手工の性質、「熟練、器用、判断」の事柄 (46L6-4)
- ・ 機械的諸発明 = 労力節約の工夫 (46L3)
- ・ 物質的諸設備 = 職工が自己の仕事をなし遂げる手段方法 (46L2-1)
- ・ 資本 = 所有者乃至は他人の勤勉の成果(1)のうちから、吝嗇に依って積み立てられた貯蓄 (46L1-47R1)
 - (1) 相続又は自己の労働の所産との交換によって他人から合法的に取得したもの
- ・ 実業 ~~ビジネス~~ = 小商売 petty trade の性質のもの (47R3)
- ・ 実業家 ~~ビジネス~~ = 中間商人 middle man 消費者への貨物の配給に従事して生計を営むもの (47R3-4)
- ・ 売買 = 産業に従たるもの (47r4-5)
- ・ 貨幣 = 貨物の分配に役立つ媒介用具 (47R5)
- ・ 信用 = 窮乏者にとっての、いかがわしい方便 (47R5-6)
- ・ 利潤 = 過去の労働から生まれた財産を労力節約に用いたことに対する正当な報酬 (47R6-8)
- ・ 価格 = 貨物の労働生産費によって競争的に決まる (47L4-3)
- ・ 雇主と労働者 = その努力は等しく最大量、最有用な貨物生産に集中 (47L5-4)

当時漸く現れつつあった実業企業の新事態で彼の観察を逃れることの出来なかった事柄は、自然的自由の組織からの健全な成長物とは見做さなかった。(48R5-7)

* その経済政策観 (48-51)

当時の人々の経済政策観は、その歴史的存在に拘束された先入観をもって眺めた経済事態が提供するだけの、乏しい材料に頼るほかはなく、従って一切の拘束が取り去られた時、「明白にして単純な自然的自由の組織がひとりでに確立される」のは明らかかなことであった。(48L2-49R2)

従って、産業又は市場の共謀的支配は、不自然なものの破壊的なものとして呪われた。

(49R4-5)

法人形態の所有の結合に依る強制及び不労利得は、まだ全く知られていなかった。労働市場及び貨物市場の共同支配を目的とする、信用及び会社財政の近世的利用はまだ彼の視野にはなく、注意をひかなかった。

私利利得のための保護関税を難じてもいるが、既得権者のために内地社会を犠牲にする

この国家施設の利用に対しては、余り義憤をもらしていない。

同時代人がうけ容れた近世的見地の構成原理は、この不埒な国家施設の利用に対する弁明として必要なものはすべてこれを供給するのである。(50L6-4)

* その時代の画期的二特徴 (51-52)

18世紀的識見と理解が高潮期に達し、行為の諸原理に於ける精神的達成及び安定化の一期を画すが、同時に産業技術と物質科学に於ける新事相の始まりを画す。

(51L7-3)

この近世的見地はたまたま、新事態の経験が諸人の思考習癖を該見地と違った方向に撓めはじめた時に、恰かも安定あり均整ある究極形態に達したわけである。

* 産業の物質的急要 (52-53)

産業の物的諸事実の経験が与えるかたくなな教訓は、必ず法律慣習の既成組織の基底に横たわる虚構の世界に於いての正しく善なるものに対して、それ相応な修正を施すものと期待できる。(52L2-53R1)

不可量物の体系は、物質科学の体系を理解する人々が理解しうるものに引きなおすことを余儀なくされる。

* 虚構の諸公理の朽糜 (53-56)

虚構は知識信仰の習慣づけられた範囲から引き出された諸概念でつくり上げられるものであるから、物質的環象の知識と信仰に起こる変化の後をおくれ勝ちについて行くのである。(53L1-54R6)

仕事日的な知識の規模と方法が、虚構的諸公理の生み出されている諸先入主の特殊範囲を超えて成長するとき、虚構的諸公理は迷信に変化する。(54L6-5)

既成秩序の基底に横たわる諸原理は虚構の性質のものであり、固定した思考習慣は緩慢にしぶしぶ控えめに放棄されるから、制度物の改造は、事の性質上緩慢にしぶしぶ控えめになされるであろう。(55R6-L3)

問題点と疑問点

保護関税を既得権者のための不埒な国家施設の利用(50L5)と断じているが、すべての保護関税ををそういきってよいか？

ヴェブレンが書いて約1世紀、土地の私有と公共の利益について議論されることはあっても、その他の所有権は依然厳として存在しているようだが？ また、それは必要なことでは？

法律慣習の既成組織の基底に横たわる虚構の世界においての正しく善なるものは？